平成27年12月9日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 平成27年(レ)第32号 貸金本訴請求,損害賠償反訴請求控訴事件 (原審・中津川簡易裁判所平成27年(ハ)第11号, 同第26号) 口頭弁論終結日 平成27年10月7日

判

決

大輔

大阪市淀川区西中島五丁目7番11号

株式会社ギルド 控訴人 (1審原告・反訴被告) 中 野 同代表者代表取締役

康 平 辺

渡 同訴訟代理人支配人

被控訴人(1審被告・反訴原告)

知 惠 伊藤 同訴訟代理人弁護士

> 文 主

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

控訴の趣旨 第 1

- 原判決を取り消す。 1
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、8万8312円及びうち3万0639 円に対する平成26年9月19日から支払済みまで年26.28%の 割合による金員を支払え。
- 被控訴人の請求を棄却する。 3

第2 事業の概要

本件は,被控訴人と株式会社信和との間で契約した継続的な金銭消 費貸借契約に基づき、同社の権利義務を承継した控訴人が、被控訴人 に対し、利息及び遅延損害金を利息制限法(平成18年法律第115

号による改正前のもの。以下「利息制限法」という。) 所定の制限利 率に引き直して計算をした貸金残元金3万0639円,平成26年9 月18日までの確定遅延損害金5万7673円並びに上記残元金に 対する同月19日から支払済みまで利息制限法所定の範囲内の年2 6.28%の割合による遅延損害金の支払を求め(本訴請求),他方, 被控訴人が,控訴人に対し,上記貸金債務は時効により消滅したと主 張し, 債務不存在の確認を求めると同時に, 控訴人による違法な調査 及び取立てが不法行為に当たるとして, 取り立てられた損害金, 慰謝 料及び弁護士費用合計 2 6 万円の損害賠償並びに内前二者の合計 1 6万円に対する最後の不法行為日である本訴提訴日(平成26年9月 24日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金 の支払を求め(反訴請求)た事案である。

原審は,控訴人の本訴請求を棄却し,被控訴人の反訴請求のうち, 價務不存在の確認を求める訴えは不適法として却下し, 損害賠償を求 める訴えの内, 慰謝料の一部及び弁護士費用の全部を除く11万円並 びにこれに対する遅延損害金の請求の限度で一部認容したところ, 控 訴人のみがこれを不服として控訴した。

前提事実

次の事実は当事者間に争いがないか, 括弧内標記の証拠又は弁論の 全趣旨により優に認めることができる。

- (1) 控訴人(平成15年当時の商号は株式会社信和であったが、その 後,吸収合併及び複数回の商号変更を経て現商号となった。以下, 吸収合併及び商号変更の前後を通じて「控訴人」という。) は、金 融業並びに金銭消費貸借の媒介及び借入業務の代行業等を目的と する株式会社である(弁論の全趣旨)。
- (2) 控訴人は,平成15年3月5日,被控訴人との間で,極度額を1

00万円として,以下のとおり金銭消費貸借契約(以下「本件契約」 という。)を締結した(甲1)。

ア利息

年29.2%

1

遲延損害金 年29.2%(年365日の日割計算)

ウ 分割金の返済日 初回借入日から32日以内及び前回入金

日の翌日より起算して31日以内

特約

分割金の支払期日までに利息又は元金の 支払を怠った場合には当然に期限の利益を 失い, 残元金に損害金を合わせて一時に支払 う。

- (3) 控訴人と被控訴人は,本件契約に基づき,平成15年3月5日か ら平成18年4月14日までの間,原判決別紙の「取引日」欄記載 の年月日に、控訴人が被控訴人に対し、「貸付額」欄記載の金員を 貸し付け、被控訴人は控訴人に対し、「入金額」欄記載の金員を、 上記貸付けに対する弁済として支払った。被控訴人は, 平成18年 5月15日の支払を怠り、同日が経過したことより、期限の利益を 喪失した (以下「本件取引」という。甲2)。
- (4) 控訴人支配人小: 、 、(以下「小心」という。) は、平成26年 3月27日,控訴人方を訪問して訪問通知書を交付し、また、控訴 人従業員石・・・(以下「石に」という。)も,同日,被控訴人に 電話を掛けて本件取引の残元金等の支払を請求した(甲4,5,乙 9)。

被控訴人は, 同月31日, 控訴人に対し, 弁護士に相談したとこ ろ時効だと言われた旨を告げたが,同日,本件取引に基づく貸金債 務の弁済として、1万円を支払った(以下「本件弁済」という。) (甲5、乙10)。

(5) 本件契約に基づく被控訴人の債務は,期限の利益を喪失した日から5年間が経過した平成23年5月15日の経過により,商事消滅時効が完成した。

被控訴人は,控訴人に対し,平成26年4月22日,本件取引に おける貸金債務につき商事消滅時効を援用するとの意思表示をし た(乙2)。

- 2 争点及び争点に対する当事者の主張 以下のとおり訂正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3事案の概要」の3に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決3頁26行目の「別紙計算書」を「原判決別紙計算書」と 改める。
- (2) 原判決4頁5行目の「意思表示をした。」の後に「消滅時効の援用は、相手方に援用の意思表示が伝わればよく、援用の意思表示があったかは、その際の状況等を総合して判断されるところ、石工は「時効になんかなっとらん」等の発言をしており、このことから、被控訴人の時効援用の意思表示が控訴人に伝わったことは明らかである。」を加える。
- (3) 原判決4頁6行目の「1万円の支払」を「本件弁済」と改める。
- (4) 原判決4頁13行目の「同年3月31日に被告が1万円を支払ったこと」を「本件弁済」と改める。
- (5) 原判決4頁14行目の「電話で時効援用の意思表示にもかかわらず,」を「電話で時効援用の意思表示をしたにもかかわらず,」と改める。
- (6) 原判決4頁16行目の「任意の弁済ではない。」を、「任意の弁済ではなく、これによって消滅時効の援用権を放棄したものではないし、消滅時効後に強硬に支払を求めて被控訴人に本件弁済をさせた

控訴人の信頼は、信義則上保護に値しない。」と改める。

- (7) 原判決4頁23行目の「同日の1万円支払前の,」を「同日の本件弁済前の,」と改める。
- (8) 原判決 5 頁 6 行目から 7 行目にかけての「及び内金16万円に対する平成26年9月24日からの」を、「及び弁護士費用を除く内金16万円に対する最後の不法行為の日(本訴提起日)である平成26年9月24日からの」と改める。
- (9) 原判決5頁10行目,同13行目及び同17行目の「要件」をいずれも「用件」と改める。
- (10) 原判決6頁17行目の「(上記イによる)」を、「(本件弁済金)」 と改める。
- (11) 原判決7頁4行目及び同6行目の「要件」をいずれも「用件」と 改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点(1) (消滅時効の援用の可否) について
 - (1) 認定事実

前提事実のほか,後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば,以下の 事実が認められる。

ア 被控訴人の生活状況(乙9,10)

本件弁済当時,被控訴人は,妻の/ (以下「...子」という。),娘,孫2人との5人暮らしであり,被控訴人の年金と,毎月6~7万円の給料で家族の生活を支えていた。また,かつて住んでいた自宅は競売にかけられたため,借家暮らしであり,貯金等の蓄えは全くない状態であった。

イ 本件弁済前の督促状況等(甲3,乙9,10) 本件取引以降,後記ウ(ア)までの間,被控訴人が控訴人に対して 本件取引に関する債務の弁済をしたことは一度もなく, また, 控 訴人が被控訴人に直接連絡を取っての請求もなかった。

- ウ 本件弁済時の状況等 (甲4,5 (ただし,後記のとおり採用できない部分を除く), 乙9,10)
 - (ア) 小八は、平成26年3月27日午前9時20分ころ、被控訴入宅を訪問した。当時、被控訴人は仕事で留守にしており、 7子が対応した。

小小は、1、子に対し、自らの個人名のみを名乗り、控訴人の会社名や用件等は告げることなく、被控訴人について、「仕事は今までと変わりないですか。」などと尋ねた。「子は、借金の取り立てであるとは思わず、、松が被控訴人の勤務先を知っているものと思い、警戒することなく、「そうですよ。近くのた。製作所ですよ。」などと答えた。小松は、「子に対し、持参した訪問通知書を茶封筒に入れて渡した。」、子は、小が立ち去った後、同封筒の中を見て、初めて借金の取り立てのための訪問であったことを知った。

- (イ) 石には、被控訴人の勤務先が、 製作所であることを小 から聞き、同日午前10時10分ころ、インターネットで電話番号を調べて 愛教作所へ電話を掛けた。石には個人名のみを名乗り、被控訴人への取次ぎを願い出たが、電話に応対した人物から、勤務中は家族からの緊急電話しか取り次げないため、昼休みに携帯電話にかけてほしいと言われ、同人より被控訴人の携帯電話番号を聞き取った。
- (ウ) 石 :は、同日昼休みに、上記(イ)で番号を聞き取った被控訴人 の携帯電話に電話を掛けたが、仕事中であるため夕方に被控訴 人が電話を掛け直すこととなった。

同日17時40分ころ、被控訴人が石心に対して電話を掛け たところ, 石二は一括して15万数千円(同日における元金及 び約定の利率で計算した利息、損害金の合計額)を支払うよう 強い口調で求め,「一括して支払わんかったら勤務先もわかっ とるから給料差し押さえるぞ」「借りたもんはちゃんと利子つ けて返せ」などと怒鳴った。被控訴人がとても支払えないと告 げると、「3月の給料が入るだろ、それですぐ4月1日午後3 時までに2万円をまず振り込め。その後年金が入る4月15日 に14万円を一括して振り込め」と怒鳴り,被控訴人が分割払 いを申し出ると,「うちはそんなやり方はしとらん。とろいこ と言っとるんやねーぞ。あとは一括で支払え」等と怒鳴った。 また、石二はこの電話で、被控訴人が妻と娘、孫2人の5人家 族であること, 給料日が月末であること, 自宅は借家で, 以前 の持ち家は競売にかけられ手放したこと、給料の差押えの経験 がないことを聴取した。また、被控訴人は、帰宅後、小ょがご ∵子に渡した訪問通知書を受け取り,小スよが自宅を訪れたこと を知った。

被控訴人は、控訴人の求めに応じて一括で返済しなければ、 給料が差し押さえられてしまうのではないか、自宅にも取立屋 が来るのではないか、自分以外の家族は女子供なので、家族に 怖い思いをさせるのではないかと強い恐怖を感じた。

(エ) その後、被控訴人は弁護士に相談し、本件取引に基づく貸金 債務については消滅時効が完成していることを知った。そこで、 同年3月31日、再度控訴人に電話を掛け、石工に対し、「弁 護士に相談したところ時効だと言われた」旨述べたが、石工は 「時効なんかになっとらん」「時効なんか認められんわ」「借り たものは返すのが当たり前やろ,何が時効や」と強い口調でさ らに返済を求めた。被控訴人は,少しでも支払えばこの取立行 為や自宅への訪問,給料の差押えを免れるのではないかと考え, 同日、控訴人に対して1万円を支払った(本件弁済)。

- (オ) なお,石 :が一括返済を求めた金額は,約定の利息及び遅延 損害金を元に計算した金額であり、利息制限法所定の制限利率 で引き直し計算をすると,同年3月31日時点での残債務額は 8万4540円であった。
- (2) この点、上記ウ江のやり取りに関し、石、は、被控訴人からは、 弁護士に相談したところ時効だと言われたが借りたものは何とか 返していきたいと言って,その日の内に1万円を支払ってきたと述 べる (甲5)。しかしながら,上記(1)で認定したとおり,被控訴人 は、長年返済しておらず、また直接の催促も受けていなかった本件 取引に係る債務について, 突然自宅への訪問を受けた上, 電話にて 強い口調で一括返済を迫られたこと、控訴人に勤務先等の情報を知 られ、給料の差押えや自宅への取立てがされるのではないかと強い 恐怖心を抱いたため、弁護士に相談したものであること、被控訴人 は自ちの年金及び給与で一家5名の生活を支えており、借金返済の 充てがなかったこと、それまでに自宅が競売にかけられるという経 験もしていることに照らすと、被控訴人が借金の返済や取立てを免 れることを望んで弁護士に相談したことが合理的に推認できる。こ のような状況で、時効であるとの助言を得、その旨控訴人に伝えた にもかかわらず、自ら任意で「借りたものは何とか返していきたい」 と発言したというのは不自然であって、上記石 ':のこの部分の供述 は信用できない。
 - (3) そして、時効の援用とは、時効の利益を受けようとする観念の表

示であるところ、被控訴人は、上記ウ(工)の電話において、石、に対し、弁護士に相談したら時効だと言われたと伝えている。これによって、被控訴人が時効の利益を受けようとする意思を有していることは、当然に控訴人に伝わったものと認められる。よって、本件取引に係る貸金債務について、消滅時効援用の意思表示がなされたと認められる。

- (4) これに対して、控訴人は、被控訴人は本件弁済により債務を承認し、消滅時効の援用権を放棄又は喪失したと主張する。しかしながら、上記(3)の説示のとおり、被控訴人は本件弁済前に消滅時効援用の意思表示をしており、この時点で本件取引に係る貸金債務は確定的に消滅している。また、本件弁済は、被控訴人が時効援用の意思表示をしたにもかかわらず、石、が「時効なんか認められんわ」「借りたものは返すのが当たり前やろ、何が時効や」と強い口調でさらに返済を求めたことから、被控訴人が厳しい取立てや給料の差押えを免れようとやむなく支払ったものであって、任意に弁済したとは到底認められないことからも、これが時効援用権の放棄や撤回等にあたるとは認められない。
- (5) よって、上配消滅時効援用の意思表示によって、本件取引に係る 貸金債務は確定的に消滅しており、控訴人の請求には理由がない。
- 2 争点(2) (違法な取立行為の有無と損害) について

(1) 認定事実

前提事実,前記1(1)記載の認定事実のほか,次の事実は,当裁判所に顕著か,後掲各証拠及び弁論の全趣旨によって認められる。

ア 被控訴人は、本件弁済後も控訴人から督促を受けたため、本件を弁護士に委任した。同弁護士は、平成26年4月20日付け「通知書」と題する書面によって、控訴人に対し、本件取引に係る貸

金債務について消滅時効援用の意思表示をし、同書面は同月22 日、控訴人に到達した。(乙1,2)

- イ 控訴人は、同年5月1日、被控訴人に対し、大阪簡易裁判所に 本件訴訟と同内容の訴えを提起し、被控訴人の申立てにより、中 津川簡易裁判所に移送されたが、控訴人と被控訴人はいずれも第 1回期日に出頭せず、その後休止満了により訴訟が終了した。(乙 7、8)
- ウ 控訴人は、同年9月24日、大阪簡易裁判所に本件訴訟を提起し、被控訴人の申立てにより、中津川簡易裁判所に移送された。この移送決定に対し、控訴人は即時抗告をしたが、棄却された。 (顕著事実)
- (2) 被控訴人は、控訴人従業員が被控訴人の自宅に訪問したり、会社に電話を掛けた際、個人名のみを名乗り、控訴人の会社名や用件を一切告げることなく、言葉巧みに勤務先や携帯電話番号という重要な個人情報を聞き出したことが卑劣な違法調査に当たると主張する。しかしながら、貸金業者が取立てのために自宅や勤務先に訪問ないし電話を掛ける際、会社名や用件を明らかにしないことは、個人情報保護等の観点から一般的に行われていることであり、これらが直ちに不当であるということはできない。また、前記1(1)ウの認定事実に照らしても、被控訴人の自宅を訪問した小、及び勤務先に電話を掛けた石:により違法な調査がされたとまでは認め難く、これらが不法行為を構成するとまでは認めるに足りない。
- (3) 被控訴人は、石zが時効を認めず、被控訴人を精神的に追い詰めた行為が不法行為に当たると主張する。前記1のとおり、被控訴人は平成26年3月31日の電話で、石: に対し、弁護士に相談したら時効だと言われた旨を告げているにもかかわらず、石: から時効

など認められない等と言われた上で更に強い口調で支払を迫られ, 同日に1万円を弁済している。これらの事実に鑑みれば,石 によ る支払の督促は,時効が完成していることを認識し,それを援用し たにもかかわらず,やむなく弁済をせざるを得ないと被控訴人に感 じさせる程に脅迫的な言動を伴うものであったと認められ,違法な 取立行為に当たる。

- (4) さらに、被控訴人は、控訴人が訴訟を利用して違法な取立てをしたと主張するが、本件では平成26年3月31日及び同年4月22日に、時効援用の意思表示がなされているものの、被控訴人が本件弁済をしたなどの事情があることからすれば、控訴人の主張する権利が明白に事実上ないし法律上の根拠を欠くものとまでは言えず、提訴自体が違法ということはできない。また、前記(1)イ記載のとおり、控訴人は本訴と内容を同じくする前訴を提起し、その第1回口頭弁論期日に出頭せず、休止により訴訟を終了させた上で本件訴訟に及んではいるが、ここから直ちに本件の提訴行為が濫訴に当たるとまではいえないので、控訴人の訴訟追行が直ちに違法であるとまではいえない。
- (5) 以上を踏まえると、控訴人の各行為のうち、被控訴人が時効を援用した際に脅迫的言動によって取立てをした点については不法行為が成立するところ、これによる損害は、本件弁済によって支払われた1万円のほか、上記脅迫的言動により被控訴人が受けた精神的苦痛に対する慰謝料として10万円を認めるのが相当である。

3 結論

よって、控訴人の被控訴人に対する本訴請求は理由がないから棄却し、被控訴人の控訴人に対する反訴請求のうち、債務不存在の確認を求める部分は不適法であるから却下し、不法行為に基づく損害賠償の

請求を求める部分は11万円及びこれに対する不法行為後の平成26年9月24日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は棄却すべきところ、これと同様の判断をした原判決は相当であって、本件控訴には理由がないからこれを棄却し、主文のとおり判決する。

岐阜地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 武 藤 真 紀 子

裁判官 入 江 克 明

裁判官 西 脇 典 子